

令和4年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

九州歯科大学

令和5年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	2
領域2 内部質保証に関する基準	4
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	7
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	9
領域5 学生の受入に関する基準	11
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	12
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録2 根拠資料一覧	
付録3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について	
自己評価書	

1. 令和4年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じ、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和4年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会において、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。

② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。

③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。

④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に

適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和3年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について音声解説付き資料を用いて説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について同様の方法により研修会を実施しました。

また、令和3年9月までに申請した大学の求めに応じて、各大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和3年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の16大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（9大学）

北海道教育大学、宇都宮大学、群馬大学、東京大学、福井大学、滋賀医科大学、島根大学、山口大学、香川大学

○ 公立大学（5大学）

秋田県立大学、東京都立大学、大阪府立大学、九州歯科大学、福岡女子大学

○ 私立大学（2大学）

日本社会事業大学、光産業創成大学院大学

- (3) 機構は、令和4年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和4年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和4年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
令和5年	
1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

(5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和5年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和5年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和4年度に認証評価を実施した16大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和4年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和5年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
及川良一	大学入試センター参与
片峰茂	長崎市立病院機構理事長
片山英治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授（常勤）・センター長
後藤ひとみ	北海道教育大学理事
近藤倫明	北九州市立大学特任教授
清水一彦	山梨大学理事・副学長
鈴木志津枝	兵庫医科大学教授
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
高橋裕子	津田塾大学長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山和久	名古屋大学教授
中根正義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根本武	アクセンチュア株式会社 ビジネス コンサルティング本部 マネジング・ディレクター
○日比谷潤子	聖心女子学院常務理事
前田早苗	千葉大学名誉教授
松本美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授

山内進	一橋大学名誉教授
山口宏樹	大学入試センター理事長
山本健慈	国立大学協会参与
吉田文	早稲田大学教授
◎山極壽一	人間文化研究機構総合地球環境学研究所長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
片峰茂	長崎市立病院機構理事長
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
山本健慈	国立大学協会参与
川嶋太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授(常勤)・センター長
◎土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
戸田山和久	名古屋大学教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
阿波賀邦夫	名古屋大学教授
片山英治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
後藤ひとみ	北海道教育大学理事
近藤倫明	北九州市立大学特任教授
下田憲雄	大分大学学長特命補佐
白石小百合	横浜市立大学教授
◎高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
竹内啓博	公認会計士、税理士
土川覚	名古屋大学教授
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤良雄	公認会計士
徳久剛史	介護老人保健施設純恵の郷・施設長
戸田山和久	名古屋大学教授
奈良間美保	京都橘大学教授
原田信志	熊本大学名誉教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三矢麻理子	公認会計士
湯川嘉津美	上智大学教授
横田光広	宮崎大学教授

横山知行 新潟大学教授

(第2部会)

◎片峰茂 長崎市立病院機構理事長
片山英治 野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
清水美憲 筑波大学教授
竹内啓博 公認会計士、税理士
棚橋健治 広島大学副学長
谷口功 国立高等専門学校機構理事長
土屋俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤良雄 公認会計士
戸田山和久 名古屋大学教授
奈良間美保 京都橘大学教授
深見公雄 放送大学高知学習センター所長
松原仁 東京大学教授
三浦浩喜 福島大学長
光田好孝 大学改革支援・学位授与機構教授
三矢麻理子 公認会計士
山下一夫 鳴門教育大学参与
横矢直和 奈良先端科学技術大学院大学名誉教授

(第3部会)

石田朋靖 高崎健康福祉大学長
大谷順 熊本大学理事・副学長
小川宣子 中部大学客員教授
片山英治 野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
加藤映子 大阪女学院大学長
齋藤一弥 筑波大学教授
佐藤信行 中央大学教授
佐藤之彦 千葉大学教授
◎高島忠義 愛知県立大学名誉教授
竹内啓博 公認会計士、税理士
土屋俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤良雄 公認会計士
戸田山和久 名古屋大学教授
西村伸一 岡山大学教授
藤田佐和 高知県立大学教授
光田好孝 大学改革支援・学位授与機構教授
三矢麻理子 公認会計士
山内進 一橋大学名誉教授
山岡洋 桜美林大学教授

山 中 正 紀 北海道千歳リハビリテーション大学教授
 吉 井 昌 彦 神戸大学教授
 米 村 千 代 千葉大学教授

(第4部会)

位 田 隆 一 国立大学協会専務理事
 尾 家 祐 二 九州工業大学名誉教授
 片 山 英 治 野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
 塩 田 浩 平 京都大学名誉教授、滋賀医科大学名誉教授
 高 野 和 良 九州大学教授
 竹 内 啓 博 公認会計士、税理士
 田 邊 政 裕 千葉大学名誉教授
 土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
 寺 澤 良 雄 公認会計士
 戸田山 和 久 名古屋大学教授
 前 田 健 康 新潟大学教授
 光 田 好 孝 大学改革支援・学位授与機構教授
 三 矢 麻理子 公認会計士
 ◎ 山 本 健 慈 国立大学協会参与

※ ◎は部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

浅 野 茂 山形大学教授
 ◎ 川 嶋 太津夫 大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター
 特任教授(常勤)・センター長
 小 湊 卓 夫 九州大学准教授
 洪 井 進 大学改革支援・学位授与機構教授
 寫 田 敏 行 茨城大学教授
 末 次 剛健志 有明工業高等専門学校総務課長
 高 橋 哲 也 大阪公立大学副学長
 土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
 戸田山 和 久 名古屋大学教授
 ○ 新 田 早 苗 琉球大学後援財団常務理事
 林 隆 之 政策研究大学院大学教授
 前 田 早 苗 千葉大学名誉教授
 光 田 好 孝 大学改革支援・学位授与機構教授
 毛 内 嘉 威 秋田公立美術大学理事・副学長
 森 利 枝 大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2-3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1-1から基準6-8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2-1又は基準2-2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述していません。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1-1から基準6-8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

☒ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

九州歯科大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準をすべて満たしている。

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

- 学生調査に関する規程類を定め、学修成果の把握、学生の動向に関する調査、分析を継続的に実施し、学内刊行物である「自己評価部会だより」によって教職員、学生との情報共有を図っており、大学の状況を共有し、その改善・向上に学生の意見を反映して取り組み、研究指導の質の向上や生活面でのニーズの把握について向上がみられ、その状況を経年的な満足度調査等によって検証している。(基準 2 - 3)

(新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について)

令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学年当初から通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったと推察される。大学に対してその状況について報告を求めたところ、付録 3 のとおり取り組んでいることを認めた。

II 基準ごとの評価

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準 1-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の 1 学部及び 1 研究科を置いている。

[学士課程]

- ・歯学部（2 学科：歯学科、口腔保健学科）

[大学院課程]

- ・歯学研究科（修士課程：口腔保健学専攻、博士課程：歯学専攻）

基準 1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準 1-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式 1 のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

但し、口腔保健学科の教授 1 人及び口腔保健学専攻の教授である研究指導教員の 1 人は、令和 4 年度においては特任教授の称号を付されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式 1-2-2 のとおり、著しく偏っていない。

基準 1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準 1-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、歯学部にも所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、歯学部及び歯学研究科にそれぞれ学部長、研究科長を置いている。

歯学部には各学科に関する校務をつかさどる学科長を置き、研究科の各専攻に教務部会を設置し、それぞれに教務部会長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、学部には教授会、研究科には研究科教授会を置いている。学部の教授会は、学部長及び教授から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。各研究科の教授会は、研究科長及び研究科を担当する教授から構成され、学校教育法

第 93 条に規定される事項等を審議している。

各教授会は、令和 3 年度には、別紙様式 1-3-2 のとおり開催されている。

教育研究協議会は、定款に基づいて、学長となる理事長、学部長、理事長が定める重要な学内組織の長 5 人から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和 3 年度には、別紙様式 1-3-3 のとおり開催されている。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

理事長を統括責任者とし、副理事長、副学長、事務局長、学部長、大学院研究科長を自己点検・評価の責任者、副理事長、副学長、事務局長、学部長、大学院研究科長をそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は内部質保証委員会であり、その役割分担は自己点検・評価に関する基本方針、内部質保証のための自己点検実施要領及び内部質保証委員会規則に明確に定めている。中核的な審議機関である内部質保証委員会は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある理事長、副理事長、副学長、事務局長、学部長、附属病院長、附属図書館長、大学院研究科長によって構成している。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

歯学部においては、学部長を責任者としてその質保証を行っている。

大学院研究科においては、大学院研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、副理事長を責任者として施設整備委員会が、学習環境については、副学長（教育担当）を責任者としてラーニングコモンズ委員会が、情報設備については、副理事長を責任者として情報セキュリティ委員会が、附属図書館については、附属図書館長を責任者として附属図書館運営部会が分担して質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証のための自己点検実施要領によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

留学生を含む学生支援に関する主要事項については、歯学部については学部長を責任者とし学生支援対策会議が、大学院については研究科長を責任者として大学院研究科教授会が質保証を行っている。学生の就職支援については、学長及び副学長（就職支援担当）を責任者として就職支援会議及びキャリアサポート部会が分担して質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証のための自己点検実施要領によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方については、学長を責任者として入試委員会が、入学者選抜方法等の策定、実施及び検証については、学長を責任者として入試委員会が、質保証を行っている。その役割分担は、入試委員会規則、学部入試委員会細則、大学院入試委員会細則によって定めている。

基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、自己点検・評価に関する基本方針、内部質保証のための自己点検実施要領、内部質保証委員会規則に定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準6-3から基準6-8に照らした判断を行うことを「内部質保証のための自己点検実施要領」に定めている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、内部質保証のための自己点検実施要領に定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、自己評価部会アンケート実施要領、学部教育改善のための学生アンケート実施要領、九州歯科大学歯学科教育に関する卒業時アンケート実施要領、口腔保健学科教育に関する卒業時アンケート実施要領、学教務活動に係るアンケート実施要領及び就職支援のためのアンケート実施要領を定め、定期的に実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、自己点検・評価に関する基本方針、内部質保証のための自己点検実施要領、内部質保証委員会規則及び内部質保証委員会審査実施手順に定めている。

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準2-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式2-3-1のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準2-4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

定款によれば、学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しは、経営協議会、教育研究協議会において審議ののち、理事会において審議、決定している。

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準2-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、教員の採用に関する規程、教員資格基準、教授選考内規、准教授、講師、助教及び助手選考内規、教員職位特別呼称授与規程、臨床教授選考内規、大学院教育資格認定等に関する運用規則、教員の再任に関する規則、再任審査委員会運営要領及び再任基準検討委員会運営要領等を定め、業績を評価して、別紙様式2-5-1のとおり教員を採用させている。

教員個人業績評価規程を定め、別紙様式2-5-2のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

教育業務については、「ベストティーチャー賞」を設定し評価と資質向上を進めている。

教員個人業績評価作業部会細則、個人業績評価に関する実施基準及び教員年俸規程に基づき、ベストティーチャーを表彰する、業績年俸額を加算するなど、別紙様式2-5-3のとおり評価結果を教員の処遇等に反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式2-5-4のとおり、FDを実施している。内容は、教育方法（ハイブリッド授業手法等）、ルーブリックの活用、入試改革、組織運営に関すること等、幅広い領域をカバーするコンテンツを組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式2-5-5のとおり教務関係や厚生補導等を担う職員を教務企画課と学生支援・研究支援課、教育活動の支援や補助等を行う職員を教務企画課と学生支援・研究支援課、図書館の業務に従事する職員を学生支援・研究支援課に配置している。

教育支援者の質の維持・向上のため、別紙様式2-5-6のとおり、九州地区学生指導研究集会、日本学生支援機構奨学金業務研修会、学生教育研究災害傷害保険説明会、留学生住宅総合補償説明会、九州地区大学保健管理研究協議会、全国大学保健管理研究集会を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

また、教育補助者については、すべてのTAに対して研修を実施していると思われるが、その実態について確認できない。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

地方独立行政法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、設立団体の長に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、法人に理事会、経営協議会、教育研究協議会を設置している。

理事会は、理事長である学長、副理事長、理事により構成され、中期目標について知事への意見及び年度計画に関する事項、法令により知事の認可又は承認を受ける事項、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項等を審議している。

経営協議会は、理事長である学長、副理事長、法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、理事長が任命する者により構成され、経営に関する重要事項を審議している。

情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験の法令遵守事項については規定、責任・実施体制を整備している。情報公開は企画広報課、個人情報保護は企画広報課、公益通報者保護は総務課、ハラスメント防止は総務課、安全保障輸出管理は企画広報課、生命倫理は学生支援・研究支援課、動物実験は学生支援・研究支援課が責任部署となっている。

危機管理として、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応について規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は総務課及び財務管理課、情報セキュリティは企画広報課、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は学生支援・研究支援課、学生危機対応は教務企画課及び学生支援・研究支援課が責任部署となっている。

基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

組織規則に基づき、事務組織を設置している。

別紙様式 3-3-1 のとおり、常勤 29 人、非常勤 5 人を配置している。

基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準 3-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3-4-1 のとおり、教員及び事務職員等が教職連携会議、学部会議等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3-4-2 のとおり、新規採用職員オリエンテーション（12 人参加）、全学説明会（全 3 回、延べ 304 人参加）、人権・同和問題研修会（158 人参加）等を実施している。

基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準 3-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

地方独立行政法人法に基づき、法人に監事 2 人（非常勤）を置いている。監事は、毎会計年度一回以上期日を定めて監査を実施し、地方独立行政法人法及び設立団体の定款に定めるところにより監査報告書を作成している。

会計監査人による監査が実施され、会計監査報告が作成されている。

研究費不正防止内部監査要領に基づく監査及び、契約監視委員会を置き契約事務手続き等に関する点検を実施するとともに、福岡県監査委員による財政援助団体監査を隔年で受けている。

会計監査人と学長にて意見交換を行っている。

基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準 3-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3-6-1 のとおり公表している。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

真鶴キャンパス（北九州市小倉北区真鶴）、清水キャンパス（北九州市小倉北区清水）の 2 キャンパスを有し、その校地面積は計 31,189 m²、校舎等の施設面積は計 52,329 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、各キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式 4-1-1 のとおりである。

法令が定める附属施設については、別紙様式 4-1-2 のとおり、附属病院を設置している。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備における安全性について、配慮している。真鶴キャンパスと清水キャンパスの耐震化率は 100% である。バリアフリー化については、多目的トイレ、講堂の障害者用エレベーター等を設置している。安全防犯面については、外灯、防犯カメラ設置、入退室管理システムを設置し、警備員による巡回等が行われている。また、構内を禁煙としている。

I C T 環境については、学内 L A N（学内ネットワーク）等を整備し、活用している。

附属図書館については、真鶴キャンパス内に設置しており、延面積 892 m²、閲覧座席数は 139 席である。原則として 9 時から 22 時まで開館している。令和 4 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 90,442 冊、学術雑誌 5,994 種、電子ジャーナル 3,918 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、図書館ラーニングコモンズ、ラーニングコモンズカフェ等が整備され、利用されている。

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、なんでも相談窓口、健康管理室を設置し、別紙様式 4-2-1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、人権侵害の防止等に関する規程等に基づき、相談員が相談窓口となり、人権委員会と連携し人権侵害が生じた場合に対応する措置を講じるほか、ハラスメント等に関する相談に対応している。

31 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式 4-2-2 のとおり、体育館、弓道場、専用の部室棟等を整備し、必要な備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、学生支援・研究支援課を設置し、留学生住宅総合補償への加入案内、住宅確保の支援、生活支援、英語による情報提供等、別紙様式 4-2-3 のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 10 条第

1項の規定に基づき対応要領を定め、別紙様式4-2-4のとおり、履修・施設設備、奨学金等の学生生活支援、カリキュラム等の支援、就職支援、健康面の支援等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、大学独自の奨学金制度、入学料の免除、授業料の免除等を行っている。

領域5 学生の受入に関する基準

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部・研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入試を行っている。

実施体制については、入試委員会、学部入試委員会・大学院入試委員会、学部入試実施部会・研究科入試実施部会を置いている。

学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証しており、その結果を入学者選抜の改善に反映させている。具体的には、学校推薦型選抜の導入等の改善を行った。

大学院博士課程の専門試験において、大学院アドミッションポリシーに即した問題作成及び評価方法とするための体制を整備した。

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

平成30年度から令和4年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

・歯学部：1.00倍

[修士課程]

・歯学研究科：1.00倍

[博士課程]

・歯学研究科：0.74倍

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 6-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学部及び研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 6-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学部及び研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準 6-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

研究科のカリキュラムにおける科目区分等は、必ずしも明確でないが、学部及び研究科において、教育課程の編成が、体系的を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い学則で定めている。

大学院課程の研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を定めるなど明確な指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっており、学部及び

研究科において、各科目の授業期間が原則として15週にわたるものとなっている。

学部及び研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

研究科におけるカリキュラムにおける科目区分等は、必ずしも明確でないが、学部及び研究科において、教育上主要と認める授業科目は、別紙様式6-4-4のとおり、原則として専任の教授・准教授が担当している。

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準6-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学部及び研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、別紙様式6-5-1のとおり、指導、助言を行っている。さらに口腔保健学科では、学年主任を学年ごとに設け修学状況等の把握及び相談・助言、学年主任会議を通じて修学状況等の把握、対応策及び保護者説明会を実施している。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、別紙様式6-5-2のとおり、助言、支援を行っている。

口腔保健学科において、学生に周知されている行動特性・倫理等との整合性が必ずしも明確でないが、社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を、別紙様式6-5-3のとおり実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を、別紙様式6-5-4のとおり整えている。

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準6-6を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

歯学科における成績評価基準の周知は、必ずしも十分とは言えないが、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針との整合性をもって、成績評価基準を大学として策定し、学生に周知している。

学部及び研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

学部及び研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準6-7を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学部及び研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

研究科においては、学位論文評価基準を組織として策定し、学生に周知している。

学部及び研究科において、策定した要件に基づく卒業（修了）の認定を組織的に実施している。

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準 6－8 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

過去 5 年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得状況は、別紙様式 6－8－1 のとおり、就職及び進学の様子は、別紙様式 6－8－2 のとおりであり、学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。

卒業（修了）時の学生、卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生、就職先等からの意見聴取の結果によれば、学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。